

歳入歳出それぞれ32億7,334万9,000円といたすものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますので、4ページをごらんください。初めに、歳入でございます。7款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、2目地域支援事業繰入金は現年度分30万円を増額するものです。

8款繰越金、1項繰越金につきましては、1目繰越金は前年度繰越金として5,066万2,000円を増額するものです。

5ページをごらんください。次に、歳出でございますが、3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費につきましては、3目包括的・継続的ケアマネジメント事業は職員の時間外手当として30万円を増額するものです。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金につきましては、2目償還金は介護給付費負担金償還金4,733万6,000円、地域支援事業交付金償還金332万6,000円の合計5,066万2,000円を増額するものでございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

平成30年度長井市各会計補正予算案に関する総括質疑

- 五十嵐智洋委員長 概要の説明が終わりました。これから質疑を行います。
- ここで、総括質疑の発言通告がありますので、ご指名いたします。

宇津木正紀委員の総括質疑

- 五十嵐智洋委員長 順位1番、議席番号1番、

宇津木正紀委員。

- 1番 宇津木正紀委員 おはようございます。
- また盛りだくさんになってしまいましたので、簡潔な答弁、よろしくお願いします。
- それでは、最初に、補正予算歳出の2款1項1目一般管理費のうち、201公共施設等整備事業1億5,767万7,000円について伺います。
- (1) であります。用地購入費7,887万7,000円のうち、財源内訳その他3,900万円はどのような財源でしょうか。公共施設整備課長に伺います。
- 五十嵐智洋委員長 渡部和裕公共施設整備課長。
- 渡部和裕公共施設整備課長 お答えいたします。
- 内訳その他3,900万円は、公共施設整備基金となります。
- 五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。
- 1番 宇津木正紀委員 それで、ほかでも使っているかと思うんですが、公共施設整備基金ですが、その残額は幾らになっているでしょうか。公共施設整備課長に伺います。
- 五十嵐智洋委員長 渡部和裕公共施設整備課長。
- 渡部和裕公共施設整備課長 お答えいたします。
- 公共施設整備基金の残額は、このたびの3,900万円、そのほかを差し引き4億1,064万6,000円となります。
- 五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。
- 1番 宇津木正紀委員 はい、わかりました。
- 2番目に入ります。購入予定の用地は台形型と西側の変形四角形ですが、どうしてこのような形になったのでしょうか。また、駐車場には何台置けるようになるのでしょうか。公共施設整備課長に伺います。
- 五十嵐智洋委員長 渡部和裕公共施設整備課長。
- 渡部和裕公共施設整備課長 お答えいたします。
- 駐車場の敷地が台形型となりました理由につきましては、このたび敷地内に新たに設ける市道を、本町の労働金庫前の市道本町西1号線、これを直線で延長して14メートル幅員の構内道

路、新たに計画するものです。そのため、グンゼの敷地内におきましてやや台形型の駐車場ということになっております。

また、西側の変形四角形の部分につきましては、庁舎に附属する議会棟、自転車置き場の敷地を確保するために、このような形となりました。

また、グンゼの敷地部分の駐車場の台数でございますが、現在のところ、この部分だけで267台分の駐車スペースを確保する計画でございます。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 次に、移転補償費7,880万円について伺います。

建物の補償は何棟なのでしょう。いただいた図面によりますと、用地内には建物が6棟ありますが、このたびの補償は何棟なのでしょう。公共施設整備課長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 渡部和裕公共施設整備課長。

○渡部和裕公共施設整備課長 お答えいたします。

購入予定の敷地の北東の部分の市道西裏線のそばの木造2階建ての建物が2棟となります。なお、委員ご質問の6棟のうち、1棟は車庫ではございますが、建物ということではなく、工作物としてこのたびの補正予算の中で補償の予定であります。残りの3棟につきましては、グンゼの事務所の一部、体育館、小屋につきましては、来年度以降の都市再生整備計画事業の道路整備事業で用地と物件補償という形でさせていただきます。予定であります。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 はい、わかりました。

車庫が工作物ってことですが、その工作物移転料について伺います。

補償しようとする工作物は、どのようなものがありますか。公共施設整備課長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 渡部和裕公共施設整備課長。

○渡部和裕公共施設整備課長 お答えいたします。

工作物移転料の内容につきましては、先ほど申し上げました車庫1棟のほかに駐輪場1棟、野立て看板、鉄骨製引き戸、両開き門扉、ブロック積み門柱、ブロック塀、ブロック縁石、U字溝、溜桝、照明灯、電柱、消雪設備、石碑、庭石、あとは舗装、敷き砂利、花壇、池などとなっております。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 わかりました。

立竹木の補償はどんな種類で、その数量はどのぐらいでしょうか。公共施設整備課長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 渡部和裕公共施設整備課長。

○渡部和裕公共施設整備課長 お答えいたします。

立ち木の種類と本数につきましては、主なものを申し上げますと、サツキが57本、アカマツが17本、桜が12本、アジサイが8本、キャラ7本、ツツジ5本、ほか19種類47本で、合計いたしますと25種類で153本となります。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 結構ありますね、153本と25種類ということで、わかりました。

次に、緊急防災・減債事業債について伺います。

9月議会で若干の説明、少し聞いたところで、今、県とすり合わせ中だということでありました。いただいた図面によりますと、緊急防災・減債事業債の対象は、防災倉庫3室と防災研修室3室のようですが、合計の床面積はどのぐらいで、全体の床面積と比較した割合はどのぐらいになりますか。公共施設整備課長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 渡部和裕公共施設整備課長。

○渡部和裕公共施設整備課長 お答えいたします。

防災倉庫3室につきましては109.21平米、防災研修室3室につきましては303.88平米です。また、防災倉庫と防災研修室のほかに、通路や階段等の共用部分も、全体面積での面積案分も

加えられます。緊急防災・減債事業債の対象となります。面積は、案分面積157.59平米が対象となりますので、先ほどの部屋との合計面積は570.68平米となります。

全体の床面積と比較した場合ですが、全体床面積8,205.51平米に対しまして570.68平米でありますので、割合といたしましては6.95%になります。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 全体の割合が6.95%ということですが、緊防債の対象になったことによる建設費の、長井市の負担の低減効果はどのぐらいになるのでしょうか。公共施設整備課長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 渡部和裕公共施設整備課長。

○渡部和裕公共施設整備課長 お答えいたします。

緊急防災・減債事業債に申請予定の部分の床面積につきましては570.68平米となりますが、そのほかに実施設計費、監理費、あとは本体工事費、地盤改良費等も、要する経費も面積案分で対象となります。そのため、これらを加算いたしますと、想定となりますけれども、最大で約2億920万円ほどが交付税措置となる見込みです。実質的な低減効果っていうことになると思っています。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 わかりました。約2億円の、市の負担の低減効果が出てくるということで、この緊防債、該当させて負担が減ることで大変ありがたいこと、よくわかりました。

7番目に入りたいと思います。庁舎建設のうち、駅舎部分について有利な補助制度や交付金等はないのでしょうか。市長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

山形鉄道本社部分と駅舎、これ市民ホールの部分でございますけれども、この床面積が780.45平米と、通路と階段等の共用部分の案分

床面積が295.49平米でございます、これら合計が1,075.94平米でございます。全体床面積の13.1%につきましては、地方債のメニューの定住自立圏共生ビジョンに位置づけられました公共交通の整備に適用される地域活性化事業債、これ内容につきましては、起債率が90%、そして30%が交付税措置があるというものでございまして、27%の全体では交付税措置がございまして、この活用が可能と考えております。

建設費の低減効果といたしましては、床面積の1,075.94平米分が適用されると想定いたしますと、最大で1億4,980万円が交付税措置されると想定しておるところでございます。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 駅舎部分が市民ホールも含めて13.1%と、それが地域活性化事業債の対象になるだろうという、市長の今の見込みでありまして、建設費の支出の低減効果が約1億5,000万円、ざくっとですね、そのぐらい見込めるということで、大変いい有利な財源を見つけていただいたなというふうに感じたところでした。

それでは、次の大項目2番目に入りたいと思います。街路事業と中心市街地活性化について伺います。

街路事業と中心市街地活性化は密接不可分であります。現在進められている街路事業の内容を問い、中心市街地活性化策を考えていきたいと思えます。

(1)であります、8款4項4目街路事業費937万1,000円の補正について伺います。

001街路整備事業、県営事業負担金として937万1,000円が計上されております。当初予算が1,081万4,000円ですが、ほぼ同額の補正額となっております。どうして当初予算とほぼ同額なのでしょう。建設参事に伺います。

○五十嵐智洋委員長 青木邦博建設参事。

○青木邦博建設参事 お答えいたします。

桐町成田線の街路整備事業の事業費につきましては、国の防災安全交付金を活用した街路事業費、公共分と地方道路等整備費、地方債を活用した県単分より構成されております。平成30年度当初予算におきましては、公共分の事業費が1億4,900万円に対して負担金額が555万8,000円、県単分の事業費が5,400万円に対して負担金が525万6,000円の合計1,081万4,000円を計上し、ご承認をいただいております。今年度内示額につきましては、公共分事業費が2億2,900万円、県単分事業費が1億1,833万6,000円の合計3億4,733万6,000円で、当初予算2億300万円の1.7倍、1億4,433万6,000円が増額となっております。これに合わせて負担金につきましても、公共分866万8,000円、県単分1,151万7,000円で、合計2,018万5,000円となりまして、937万1,000円を増額するものでございます。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 1.7倍の予算が増額されたということで、わかりました。

本町の街路事業の進捗率について、建設参事に伺います。

○五十嵐智洋委員長 青木邦博建設参事。

○青木邦博建設参事 あくまでも平成30年度までの事業費ベースでございますが、全体事業費31億8,500万円に対して22億1,000万円、平成30年度末として69%の進捗率ということになります。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 69%、約7割が進んで、あと残り約3割ということで、わかりました。ありがとうございます。

(3)に入りたいと思います。将来、県道長井停車場線、通称、駅前通りの街路事業の用地を提供するためとして、土地の寄附を受けた件について伺います。

当該用地は、県道長井停車場線の駅前十字路の南西角にある住宅兼店舗の敷地でありました。土地の寄附を受けた経緯について、建設参事に

伺います。

○五十嵐智洋委員長 青木邦博建設参事。

○青木邦博建設参事 お答えいたします。

栄町地内にありました空き店舗併用住宅につきましては、昭和38年に建築された建物で、危険、老朽度判定の結果、倒壊や建築材の飛散など、危険が切迫しており、緊急度が極めて高いDランクに分類される、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等として認定された建物になります。

解体前の状態としましては、建物2階部分を養生していたブルーシートが風化し、補強していた板が剥がれかかるなど、保安上、危険となるおそれがあるため、地区や住民等から相談が寄せられており、その都度、管理者に改善を促してまいりましたが、対応していただけない状況が続いておりました。このような中で今年度、創設しました特定空家除去補助金を活用して、解体を管理者と協議しておりましたが、補助金を活用しても残りの自己資金の部分が捻出できないということで、解体は難しいということでした。

市としましては、養生部分の劣化がさらに進み、歩行者や通行車両の危険が懸念されることや、駅前通りで景観上も好ましくない状態であることなどから、庁内で検討した結果、土地と建物の寄附を受けて市が実施主体となり、解体を行う方針となり、6月の長井市空家等対策協議会の際にもその旨の説明を行い、承認を受けたところでございます。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 わかりました。

住宅兼店舗の解体は、8款5項1目住宅管理費、005空家等適正管理事業の工事請負費、当初の50万円と繰越明許を行った1,200万円の中で行ったのか、建設参事に行います。

○五十嵐智洋委員長 青木邦博建設参事。

○青木邦博建設参事 お答えいたします。

平成30年度当初予算の工事請負費50万円につきましては、これは従来型の応急措置分の工事費でございます。今年度の特定空家除去補助金に関する費用につきましては、繰越明許費1,200万円で対応しております。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 わかりました。繰越明許のほうで対応したいということですが、住宅兼店舗の解体は住宅のほうか、店舗のほうか、どちらのほうか国の支援対象なのでしょう。また、住宅兼店舗の解体費用と整地費用はどのくらいだったのでしょうか。国の支出金は、繰越明許の支出金分は幾ら使えたのでしょうか。建設参事に伺います。

○五十嵐智洋委員長 青木邦博建設参事。

○青木邦博建設参事 お答えいたします。

長井市特定空家除去補助金交付要綱の第4条補助対象工事において、本市に存する特定空家で、過半が住宅として使用されるものとしており、併用住宅の場合は居住に要する部分が半分以上であれば、住宅、店舗の区別なく対象となるということがございます。当該建物は木造2階建てで、1階店舗部分が54.11平方メートル、2階住宅部分が54.44平方メートル、合計108.5平方メートルの面積がありますが、交差点に隣接した場所であるために大型の重機が入れないこと、一部手作業による解体が必要で、工事費は238万1,400円となりました。そのうち、解体後の整地につきましては、ならして敷き砂利した程度ですので、約10万円ほどで、ほとんどが解体費用ということになります。

予算につきましては、ことし1月に空家等対策計画を策定し、国の財政措置が受けられるようになりましたので、平成30年度繰越明許費で措置しておるところでございます。これにより、工事費の5分の2である95万2,000円が国庫で措置され、残り142万9,400円が市の一般財源となりますが、市分の一部は特別交付税で別途措

置されることとなります。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 全部で238万円かかって解体、整地。国から95万2,000円いただいて、さらに特別交付税で措置されるという大変有利なことで、空き家対策が長井市、これまで進めてきた非常にいい一番目の例かなと思ってます。これからもぜひ空き家対策に取り組んでいただきたいと思います。

先ほどこの当該建物はDランクで特定空き家に認定されたということですが、その手順というか、指定した6月の協議会で諮ったということですが、どういうタイミングで、初めての例なものですから、ぜひ今後の参考にしたいんですが、どういう流れで特定空家等に認定されたのか、簡単でいいですから、通告、ちょっとここまでなかったものですから、わかればいいですから、お願いします。

○五十嵐智洋委員長 青木邦博建設参事。

○青木邦博建設参事 先ほど特定空家Dランクというお話がありましたが、その中でもいろいろな基準がございまして、国の基準、あと山形県で示された基準、点数制になりますが、それに該当する物件につきましては、ことし30年5月23日付で、建設第92号におきまして、長井市長名で所有者に対して特定空家等認定通知書を発送しております。本年度は50件に対して同文書を配付してございまして、あわせて、その方には、こういう空き家の除去の補助制度もあるよということをお知らせしているところでございます。あくまでも決定するのは長井市長でございまして、その後、空家等対策協議会については、その結果を諮るということでございます。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 ありがとうございます。

特定空家を50件認定しているという実態はわかりました。これは今後、持ち主、管理者が補助金を用いて解体できるという流れが生まれ

てきていることがわかりました。ありがとうございます。

住宅兼店舗の所有権移転は市に行ったということですが、抵当権はなかったのか、あったらどのようにして解除したのか、建設参事に伺います。

○五十嵐智洋委員長 青木邦博建設参事。

○青木邦博建設参事 お答えいたします。

所有権の移転や抵当権につきましては、プライバシーにもかかわることですので、当該ケースということでは回答は控えさせていただきますが、まず大原則として土地と建物が未相続の場合については、相続登記を行っていただくと。その上で、抵当権が設定されている場合には、その解約を行って初めて寄附の申し出を受け付けるということになります。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 わかりました。抵当権を解除するのが寄附の大前提であると、あとプライバシーですから、わかりました。

この空き家の件は、最後の質疑になりますが、街路事業に用地を提供するまで、当該用地はどのように活用していく考えなのか、建設参事に伺います。

○五十嵐智洋委員長 青木邦博建設参事。

○青木邦博建設参事 現在、解体工事が完了し、建物があつた場所は既に更地になっておりますけれども、跡地につきましては、都市計画道路長井駅海田線と市道西裏線の交差点に隣接しており、将来的には街路整備に合わせて交差点改良が行われる予定でありますので、それまでにつきましては、まちなかフットパスコースのポケットパーク的な役割としての活用をするなどして、適切な維持管理に努めていきたいというふうに考えております。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 わかりました。

それでは、次の(6)に入りたいと思います。

街路事業と中心市街地活性化は密接不可分であります。長井市では本町の完了した街路事業に接していたヨークベニマルを核とする中心市街地活性化計画がありました。このたび、本町のヨークベニマル跡地にドラッグストアと菜なポートが出店を検討していると、山形新聞で報道されました。同新聞によると、菜なポートを運営する置賜地域地場産業振興センター、地場産は、出店依頼を受け、東町の直売所の移転を検討していると。内谷理事長は、移転すれば、駐車場などの利便性が向上し、客層拡大につながると前向きな姿勢を示すと報道内容でした。出店依頼の経緯について、市長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

平成28年の2月に旧ヨークベニマル長井店が閉店以来、その跡地利用に関しましては紆余曲折があつたということは委員もご存じだと思いますが、民間が営む事業でございますので、行政としては相談を受ければその都度対応し、ともに検討してきたところでございます。このたび、新聞で報道されたことにつきましては、運営会社がようやく建物の解体と新規出店事業の交渉をまとめてきたものであり、交渉の過程において、出店業者の規模からすると使わない土地が出てくるため、中心市街地の活性化のためにもぜひ菜なポートを敷地内にどうですかと、依頼を受けたものでございます。このため、出店の可否について検討しているところでございます。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 山形新聞の報道によると、ドラッグストアが土地を賃貸して店舗を新設するとされていますが、菜なポートが移転する店舗は賃貸なのか、今検討しているのでしょうか。また、菜なポートの店舗はヨークベニマル跡地のどの場所に開店するよう検討しているかについて

て、市長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

菜なポートの出店依頼の形態でございますが、土地所有者側で建設する店舗を賃貸するものでございます。敷地内の位置関係でございますが、中央部にドラッグストアが配置され、その北側に提案されております。本町の道路に面したところということになると思います。現在、賃料や建物の面積、出入り口の向きなど、諸条件と今後の運営への影響などを検討しているところでございます。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 わかりました。ありがとうございます。

菜なポートは本来、道の駅の実験店舗としてスタートとしました。その後、本町のヨークベニマルの閉店により、まちなかの交通弱者の買い物支援としてそのまま営業を続けることとなりました。本町に移転するのは、まちなかの交通弱者の買い物支援に加え、中心市街地活性化の役割を担っていくと捉えていいのでしょうか。また、昨日の産業・建設常任委員会協議会では、事業の採算性や賃料、店舗面積、店舗仕様、品ぞろえなどの条件が折り合えば、出店するとの説明でした。菜なポートが移転する課題は何かについて、市長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

まず最初に、交通弱者の買い物支援、また、中心市街地活性化の役割を担うと捉えられるのかというご質問でございますが、現在、都市計画道路桐町成田線の街路事業が進行中ということもございまして、本町大通りがやや寂しい状況になっておりますが、ヨークベニマル跡地に新たな店舗ができることは、中心部のにぎわい創出につながると考えております。また現在、菜なポートの出店につきましては、検討中でご

ざいですが、出店した場合は日々の生活に欠かせない食材が中心市街地、いわゆるまちなかで調達できると。歩いて、ほかの店舗にも病院や薬局にも市役所にも用を足せるという点で、近隣にお住まいの皆様にとりましては大変便利にもなりますし、商店街の他の店舗にも足が向くという経済活性化としての波及効果も十分に検討できると考えているところでございます。今後、新庁舎の建設あるいは公共施設整備とあわせまして、まちなかに回遊性ができるんじゃないかと考えております。

続きまして、移転に当たっての課題ということでございますが、菜なポート南店につきましては、当初は当時の市内3つの直売所の共同直売所として、また、ご存じのとおり、道の駅川のみなど長井の実験店舗として開設したものでございますが、いわゆる買い物弱者対策として存続してきたものでございます。この店舗の位置につきましては、利用いただく市民の皆様にとっては、より中心部に置いたほうが利便性は向上すると考えた上で移転について検討したいと思っております。こうした方向性で検討いたしますが、やはり委員からご指摘いただきましたように、経営が成り立つかどうか最大のポイントとなりますので、移転した場合の売り上げ見込みや初期投資費用を鑑みながら、試算を現在行っております。中でも賃料が課題となりますが、これは建物の規格にも影響されることとなりますので、どの程度の建物だと賃料は幾らになるか、営業する上で最低限の条件は何かなど、現在、地場産業振興センターで事務レベルの協議をしているところです。このような全ての条件が整えば、地場産業振興センター理事会等で諮って、移転の判断をさせていただきたいと考えております。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 賃料が課題ということがわかりました。ヨークベニマルの跡地に来れ

ば、中心市街地の活性化にもなるし、やっぱり中心ですから今までよりもお客様の利便性が高まる、駐車場も近くだから非常に便利だということわかりますが、やはりこれから賃料が高ければ経営的に大変になって足かせとならないように、市長も熟慮するような考えでおりますので、ぜひ慎重な判断をしていただいで進めていただきたいと思ひます。

それでは、大きな大項目3つ目の学校給食共同調理場整備について伺ひます。

補正予算書5ページの債務負担行為補正の長井市学校給食共同調理場整備等事業40億877万6,000円について伺ひます。

最初に、(1)のPFI方式について伺ひたいと思ひます。

PFIとは、民間の資金と経営能力、技術力、いわゆるノウハウを活用し、公共施設等の設計、建設、改修、更新や維持管理、運営を行う公共事業の手法であります。あくまで地方公共団体が発注者となり、公共事業として行うものであります。正式名称をプライベート・ファイナンス・イニシアチブといい、頭文字をとってPFIと呼ばれております。

調理場整備、維持、運営のPFI方式の特色は3点あると説明を受けました。1つ目は、設計の段階から長期の維持管理、運営まで一貫して特別目的会社、SPCが責任を持って業務に当たることにより、安全な給食の提供が期待できる。2つ目が、一時的な多額の支出がなく、各年度とも平準化される。3つ目が、15年間の総額でもPFI方式のほうが従来方式に比べて支出が少なく済むということでありました。

最初に伺ひるのは、PFI方式の入札参加条件について、教育総務課長に伺ひます。

○五十嵐智洋委員長 近藤智規教育総務課長。

○近藤智規教育総務 お答えいたします。

今回の調理場の一連の事業につきましては、設計、建設から維持管理、それと15年にわたり

ます運営までを網羅したものとなっております。当然入札に参加する事業者に対しましては、これらの業務に精通したものであるという条件を付することになります。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 ありがとうございます。それぞれの設計、建設、設備、調理の精通したものがグループをつくって入札に参加することに理解してよろしいのかと思ひます。

次の質疑に入ります。PFI方式では、長井市と入札業者との契約から特別目的会社、SPCの設立、それからSPCとの契約の流れと、スケジュール表によるとSPCは1カ月で設立しなければならないのですが、短期間での設立は大丈夫なのでしょうか。教育総務課長に伺ひます。

○五十嵐智洋委員長 近藤智規教育総務課長。

○近藤智規教育総務課長 お答えいたします。

今申し上げましたように、設計事業者、それから建設事業者、給食提供事業者など、全てを網羅した事業の企業というのは通常考えられませんが、幾つかの事業者が組みまして、入札の参加を申し出るということになります。この時点では法人登記等はなされておきませんが、少なくとも市の実施方針ですとか要求水準書等をもとにしました全ての内容の提案を準備してまいります。それら応募者の中から落札したものと契約することになりますが、まず、契約に先立ちまして協定書を締結しなければなりません。ここでは、落札したものを構成する企業の代表者の連名で締結することになります。この後、すぐにこれら一団の事業者によりSPCとしての法人登記等の会社設立等の準備を進めます。このような順序で設立されるものでございまして、応募段階から事業者側では内々でできることは当然準備を進めているものと判断できるものでございまして、また、PFI方式も全国的には事業形態として既にかなりの実績ござ

いまして、それらの例から一般的に1カ月程度の期間でも対応できるというものでございます。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 グループ会社が複数応募されて決定されたらば落札者決定ということで、私スケジュール表を見てるんですが、その後、本契約の前に基本協定締結、仮契約締結っていうのが、その落札したグループの会社とそれぞれ行って仮協定を結ぶと理解しているところ。その後、特別目的会社を設立して本契約に移るという流れと理解したところでした。

次に入りたいと思います。施設整備費関係費についてであります。ことし3月に策定した長井市学校給食共同調理場整備基本構想・基本計画、以下、基本計画といいます。これによると、施設整備関係費は17億4,200万円でしたが、今回の債務負担行為補正では、施設整備費関係費は17億2,299万3,000円との説明でした。金額が変わった理由は何でしょうか。教育総務課長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 近藤智規教育総務課長。

○近藤智規教育総務課長 お答えいたします。

基本構想・基本計画策定後ですけれども、事業の手法などにつきまして市内での検討、それからコンサル事業者による事業検討調査などを行いまして、それによりましてPFI方式を進めることというような精査をしたところで、その結果、圧縮できたものでございます。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 わかりました。PFI方式を選択したので、低減されたということ、わかりました。

施設整備費関係費の17億2,299万3,000円の根拠はどのようなものでしょうか。建物面積が2,250平米ですから、1平米当たり76万6,000円となります。教育総務課長に、その根拠について伺います。

○五十嵐智洋委員長 近藤智規教育総務課長。

○近藤智規教育総務課長 この金額の中には、いわゆる建設費のほかに調査設計費ですとか厨房機器費、それから調理備品費のほかに、SPCに関する経費なども含んでおりまして、委員のご質問の1平米当たりの額でございますが、建設費以外のものも、今申しあげましたさまざまな経費の合計ということで含んでおりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 ちょっとわからないですね。近隣の施設を参考にしたとか今の答弁、根拠ではないような気がするんですが、この全てを入れて近隣のところでは1平米当たり同じPFI方式とか同じような規模だということ、それが根拠というんじゃないんでしょうかね。それは、この17億円っていうお金を出す大もとがそういうことじゃないんでしょうかね。どっかの施設の例を参考にして出したってということじゃないんですかね。

○五十嵐智洋委員長 近藤智規教育総務課長。

○近藤智規教育総務課長 はい、実際にはそのコンサル業者の指導などもありまして、計算を積み立てたところでございますけれども、その内訳としましては、今のような積み重ねで総額で17億円になるということございまして、建物部分だけですと約11億円程度と見込んでおります。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 施設整備費関係費の財源内訳はどのようになっているのでしょうか。教育総務課長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 近藤智規教育総務課長。

○近藤智規教育総務課長 財源の内訳につきましては、国からの交付金としまして1億1,292万円を見込んでおります。それから債務負担行為の設定額のうち、施設整備に係るものでございますが、これが10億9,536万8,000円、これは起債分でございます。そしてSPCからの借入分

としまして5億1,570万5,000円というふうな内訳になります。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 SPCから5億1,000万円借り入れることによって平準化されるということだと思います。わかりました。

(3)のほうに入りたいと思います。給食提供数が平成32年の小・中学校と教育委員会、調理場、予備食の2,584食に児童センター分の350食を加えて必要数2,584食となります。しかし、10%の余裕を考慮し、設定食数は2,800食としております。これは基本計画に記載されているものであります。予備食が80食もある上に、なぜ10%の余裕が必要なのか、教育総務課長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 近藤智規教育総務課長。

○近藤智規教育総務課長 お答えいたします。

調理場におきましては、その調理の方法としまして前日調理を行わないというのが原則でございます。調理時間は当日の8時半から開始いたしまして、約2時間程度で終える必要があります。このような中で何らかのトラブル等があった際にもきちんと対応できるようにということで、最大調理能力としまして委員からもありました10%程度の余力を持たせるということが一般的となっております。参考までにですが、周辺の自治体の例としまして中山町では896食に対しまして最大調理能力を1,000食、それから宮城県、お隣ですけれども、角田市におきましては2,600人の提供に対しまして、最大調理能力3,000食というような状況でございます。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 わかりました。トラブル対応のために余裕を持って設定するということがあります。

給食提供数を設定するに当たり、児童センター以外の児童施設にニーズ調査を行ったのでしょうか。教育総務課長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 近藤智規教育総務課長。

○近藤智規教育総務課長 ニーズ調査ということでございますけれども、そもそも児童センターにも給食提供をとという要望が、以前より児童センター父母の会連絡協議会から出していただいているということがございまして、新調理場の整備に合わせまして提供したいというような方針を示しておりましたことを受けまして、検討を進めてまいったところでございます。

なお、提供の対象等につきましては、児童センター及びすみれ学園ということで、なお、民間の保育園、それから幼稚園等につきましては、自園での給食提供としておりますことから、対象とは考えていないというような状況でございます。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 児童センターとすみれ学園だけがこの対象になったということですね。ぜひほかの児童施設から要望があれば、対応していただければと思います。

(4)に入ります。給食提供数が現在の2,345食から設定食数の2,800食となることや幼児食、アレルギー食担当を増員することにより、調理場の従業員が現在25人から35人になることで、維持管理運営費が現在の9,500万円から1億5,000万円と、4,500万円増額になります。その根拠はどのようなものでしょうか。教育総務課長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 近藤智規教育総務課長。

○近藤智規教育総務課長 お答えいたします。

維持管理運営費の増額の根拠についてでございますが、主なものといたしまして、幼児給食やアレルギー食を新たに提供することを計画しております。それぞれ4名の増員を見込んでおります。さらに市が設置します5つの児童センターとすみれ学園への給食の配送が新たに出てきますことから、その分の運転手の確保も必要でありまして、2名ですけれども、従業員10名

増ということになります。主な内訳としましては、以上のような人件費の増額分でございます。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 前に進みます。平成35年には給食提供数が2,466食と、3年で58食減ります。将来、さらに減るとしても維持管理運営費は減額にならないのでしょうか。教育総務課長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 近藤智規教育総務課長。

○近藤智規教育総務課長 お答えいたします。

維持管理運営費には、どうしても必要な費用としましての固定費、それから、さまざまな要因により変わっていきます変動費の2つに区分することができまして、特に変動費に関しましては、業務の内容を精査いたしまして、契約書に具体的な内容を盛り込むということになります。委員のご指摘の提供食数の減少に伴う維持管理運営費の反映でございますが、遺憾ながら児童生徒数の減少は今後も続く予定でございます。そのため、その分に関しましても、費用に関しましても変動費に当たると考えられますので、契約書には適切に盛り込んでいく予定でございます。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 次ですが、供用後1年から15年までは債務負担行為と維持管理運営費が1億8,676万6,000円で、供用後16年後から25年後まで1億5,000万円であります。その差額が3,676万6,000円は、先ほど私、聞いたのはSPCに対する返済というふうに理解しているのかどうか、その辺について簡単に答弁いただきたいと思います。教育総務課長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 近藤智規教育総務課長。

○近藤智規教育総務課長 お答えいたします。

ただいま委員からお話ありましたとおり、SPCからの借入れ、つまりは民間資金を借入れることによりまして、自主財源の一時的な予算化が必要なくなり、平準化になるというこ

とございまして、その借入分が債務負担行為の一部になっておりますその15年で返済するものと計上しております。16年目からその分がなくなるということで、支出が減るということでございます。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 アレルギー食の対応について伺います。(5)に入ります。

食物アレルギー食は、表示義務がある7品目のうち、エビとカニ、卵、乳に対応していくとの説明でした。小麦とそばは、食物アレルギーの原因とする児童生徒がいないので、理解できません。しかし、落花生を原因とする児童生徒は4人おります。落花生は食物アレルギー食の対応をされなくていいのですか。教育総務課長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 近藤智規教育総務課長。

○近藤智規教育総務課長 お答えいたします。

落花生でございますが、現在のところは提供はしていません。

なお、アレルギー食の対応でございますが、4品目の除去を基本としながら、文部科学省の食物アレルギー対応指針に従いまして、安全性を最優先することとしまして、品目につきましては、保護者面談ですとか医師の指示、現場の状況を勘案いたしながら判断していきたいと考えております。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 はい、わかりました。

次に、調理場で食物アレルギー食担当は4人配置予定ですが、4人配置の根拠はどんなもののでしょうか。また、将来、食物アレルギーがある児童生徒の増減があった場合、どのような対応を考えているのでしょうか。教育総務課長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 近藤智規教育総務課長。

○近藤智規教育総務課長 お答えいたします。

アレルギー対応食につきましては、食物アレ

ルギーの種類によりまして専門的に調理することになります。つまり、乳、乳製品ですけれども、除去食として提供する場合は、これを専門に下処理から調理、配缶までの全ての工程を担当することになるというのは例でございます。また、間違いがあってはならないことから、除去食の調理に当たりましては、複数の目によるチェックが必要でございますので、2人での対応が必要と考えます。さらに2品目の除去食となることも含めまして、計4人必要であるということでございます。

将来の児童生徒の増減への対応でございますけれども、調理業務に当たる事業者側におきましても、当然人員の配置の検討は必要となります。事業者側の費用増減に伴ってのそのサービス対価も改定していくことが想定されまして、このような費用は先ほど申し上げましたように変動費に当たりますので、契約書にはその内容は盛り込んでいくべきものと考えております。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 この基本計画には記載がないのですが、児童センターの幼児の食物アレルギー調査は行ったのでしょうか。また、児童センターの幼児の食物アレルギー食をどのように考えているのでしょうか。教育総務課長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 近藤智規教育総務課長。

○近藤智規教育総務課長 基本構想・基本計画では、小・中学校ということで記載申し上げておりました、その小・中学校につきましては、就学時健診から1次調査票、2次調査票の提出ですとか保護者面談ですとか、医療の受診を経て個別の取り組みプランを対応しております、在校生にあってはさらにこのデータの蓄積によって学校や栄養教諭らが管理、対応しているということでございます。

児童センターにつきましてですが、現在のところ、民間事業者によりまして弁当の提供を行っ

ておりまして、保護者からの申し出等によりまして食物アレルギーのある児童につきましては、弁当の提供をしていないということでもしております、これらの実態は各児童センターごとに把握しているということでございます。今後、児童センターへの給食の提供に当たりまして、さきに述べました小・中学校における対応と同様の手続を進めなければならないと考えているところでございます。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 児童センターの幼児の食物アレルギーも対応していくということを理解しました。

最後の質疑に入ります。(6)になりますが、基本計画では今後の課題として、炊飯対応の有無については、今後、炊飯設備の有無における建設費やランニングコスト、専門職員配置による人件費などを精査し、より詳細な検討を行いますと記載されております。炊飯対応に関してより詳細な検討を行ったのでしょうか。それによってどのような対応を行う考えなのか、教育総務課長に伺います。

○五十嵐智洋委員長 近藤智規教育総務課長。

○近藤智規教育総務課長 現在、本市におきましては、炊飯を山形県学校給食会に委託しております、さらにこの給食会が地元の事業者にも再委託というような形をとっております。このような形態は、自校給食以外の、県内のほとんどの自治体が採用しているところでございます。しかし、学校給食会の話によりまして、炊飯事業者の中には炊飯設備の老朽化に加え、新たな設備投資なども難しいところがございます、今後、委託炊飯代が高くなることが予想されます。このたびの整備に合わせまして、この委託炊飯から市の調理場内でのその炊飯とすることに切りかえることを計画しております、新たな設備は必要になりますけれども、長い目で見れば自前でやることによりまして効率化ですとか、

それに伴うコストの削減などが期待できますし、何より子供たちにより温かいご飯の提供ができることや炊き込みご飯等のメニューの幅が広がるですとか、そういったおいしい給食のレベルアップにもつながるものと考えます。

なお、検討等がございますけれども、このことにつきましては、昨年来ですけれども、調理場整備検討会におきましても検討を重ねてきたところでございます。

○五十嵐智洋委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 終わります。ありがとうございました。

町田義昭委員の総括質疑

○五十嵐智洋委員長 順位2番、議席番号15番、町田義昭委員。

○15番 町田義昭委員 おはようございます。

私の予算総括質疑の質疑事項のボリュームについては非常に簡単なものがございますので、大した時間はかからないと思いますので、少し今考えていることを申し述べさせていただきたいと思います。これを申し述べると、蒲生委員に本当はお叱りを受けるわけでありましてけれども、きょうは長井病院のほうでお休みになっておられますので、ご容赦いただきたいなと思います。

ずっと先週から今週にかけて、非常に私は悔しいなと思っていることがございます。と申し上げるのは、数年前に一般質問の冒頭の中で、それぞれの自治体がそれぞれのいいところのPRをしながら、まちの活性化あるいは市民力の向上に努めていかなければならない、また、いくべきだ。そして実践しているというようなことを申し上げたことがございまして、その手段としてメディアの活用を積極的に取り入れて

いただきたいものだなというような話をしたことかございまして、そのことについては、鋭意、長井市も一生懸命になって取り組みをなされていることについては敬意を表する次第でございますけれども、その中で先日、私、前にも申し上げたんですけれども、NHKの「家族に乾杯」とか、あるいはBS4の「ふるさと探訪」、そのことを例に挙げたわけでございます、たまたま先々週でしたか、次のお邪魔する場所は南陽市さんだと、最後に言われたんですね。あらららという感じで、ぜひ、じゃあ、次は南陽市さんですっていうことでありますので、何を差しおいても見なきゃいけないなということで、この間の火曜日、見させていただきました。

それなりに楽しく見させてもらったわけでございます、特にやはり白竜湖を中心とした映像なども、あんなに白竜湖が今までよりも小さくなってんのかなんていうことも感じたりしたわけでございます、何といたっても1時間の番組ですので、これは物すごく説得力があるし、あったなというふうに思いまして、もし長井市にぜひああいうものが来ていただけるということであるならば、三淵の探訪なんていうのは、本当にすごいPRになるんじゃないかなんていうふうに思った次第でございます。最後にからころ館で白岩市長もおいでになったし、市長の義理の息子さんもおいでになって、本当に南陽市をPRされておったということでございますので、ぜひ耳の奥のほうに少し入れてほしいなど、そのように思った次第でございます。

それでは、質疑をさせていただきたいんですけれども、総務管理費の公用財産購入費ということで7,800万円ほど上がっておりまして、補償費合わせれば1億5,700万円ですか、800万円ですか、そういう大きな金額が計上されております。やはり今まで、私も古い議員になりますけれども、大きな事業あるいは大きな予算が、あらかじめ事業計画があるというような前提があ